

# 富田訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

**第1条** 富田ケアセンター有限会社が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）で、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

**第2条** 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図る。

(事業所の名称及び所在地)

**第3条** この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 富田訪問看護ステーション
- 2 所在地 岡山県倉敷市玉島道口 78-1

(実施主体)

**第4条** 事業の実施主体は、富田ケアセンター有限会社とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

**第5条** ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備・物品の衛生管理を行い緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

- 2 ① 看護職員 2. 5名以上とする

かかりつけの医師の指示により、看護職員(准看護師を除く。)は訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し看護職員は訪問看護を担当する。

- ② リハビリテーション職員を必要に応じて配置する。

かかりつけの医師の指示により、看護職員(准看護師を除く。)と連携し、訪問看護

計画書及び報告書を作成し、在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

**第6条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜～土曜日。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 緊急時の訪問看護については、別途定め対応する。
- 4 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

**第7条** 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害・全身状態の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の助言
- 8 ターミナルケア
- 9 カテーテル等の交換・管理
- 10 その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

(訪問看護の提供方法)

**第8条** 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1 利用者がかかりつけの医師に申込、主治医が交付した指示書及び居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成した居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画により、看護師等が利用者を訪問して、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者または家族からステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。
- 3 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターの介護支援専門員より申込があり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。

(利用料その他の費用の額)

**第9条** 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問

看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担金は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額となります。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた所から片道 1キロメートルにつき 40円

- 3 その他の利用料金

エンゼルケアは10,000円とする。

- 4 キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

① 前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
② 12時間前までにご連絡場合	介護報酬告示上の額の50%
③ 12時間前までにご連絡のない場合	介護報酬告示上の額の70%

- 5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

**第10条** 通常の事業の実施地域は、倉敷市（児島地域・帯江・豊洲地域・中庄地域・天城・茶屋町地域・庄北地域・倉敷北地域をのぞく）・浅口市・矢掛町・里庄町（里庄東小学校区、新庄まで）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

**第11条** 訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変等が生じた場合の対応方法は次の通りとする。

- 1 看護師等は、利用者の病状に急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情処理)

**第12条** 事業所は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、敏速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

**第13条** 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

**第14条** 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

### 第15条

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年一回以上)

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

### 第16条

1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制

限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の研修を実施（年一回以上）

（就業環境の確保）

**第17条** 事業所は適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供票を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 相談に対応するための窓口を設置し、従業者に周知する。

（衛生管理等）

**第18条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

**第19条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

**第20条** 事業所は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

(掲示)

**第21条** 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上での情報が閲覧できるよう掲載・公表する。

(その他運営に関する重要事項)

**第22条** その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富田ケアセンターが定めるものとする。
- 5 利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を、整備し、その完結の日から5年間保存する。

(附則)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月1日から施行する

この規程は、平成27年8月1日から施行する

この規程は、平成29年11月10日から施行する

この規程は、平成30年1月1日から施行する

この規程は、平成30年10月20日から施行する

この規程は、令和元年5月15日から施行する

この規程は、令和元年10月21日から施行する

この規程は、令和元年11月1日から施行する

この規程は、令和2年5月1日から施行する

この規程は、令和3年6月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する

この規程は、令和6年6月1日から施行する